

総行管第114号
令和2年3月19日

各都道府県選挙管理委員会委員長 殿

総務省自治行政局選挙部長
(公 印 省 略)

選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への対応について（第5報）

令和2年3月中に執行を予定している地方選挙における投票所等の感染症対策の取組状況については、「選挙に係る新型コロナウイルス感染症対策の調査について」（令和2年3月5日付総行管第95号）により、調査を行っていたところですが、今般、調査結果の概要を別紙のとおりとりまとめましたので、お知らせします。

これまでの通知に加え、調査結果を踏まえた下記の事項にもご留意のうえ、引き続き適切な対応を図られますようお願いいたします。

なお、貴都道府県内の市区町村選挙管理委員会に対しても、周知していただきますようお願いいたします。

また、本件通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- 1 調査結果を踏まえると、各選挙管理委員会においては投票所等における様々な感染防止対策に積極的に取り組まれている一方、感染防止対策の周知や投票所等の混雑状況の情報提供が十分にできていない団体も見受けられること。
選挙人が安心して投票できるようにするためにも、投票所等において実施している感染防止対策の内容を十分に周知するとともに、投票所等の混雑状況（過去の選挙における混雑状況や混雑が見込まれない旨の周知を含む。）の情報提供に積極的に努めること。
- 2 開票については、多くの事務従事者が長時間開票所内にとどまり、作業を行うこととなることから、作業中の事務従事者間の距離の確保を図るとともに、無理のないタイムスケジュールとするなど、開票事務従事者の体調管理に十分配慮すること。
- 3 そのほか、今後選挙の執行を予定している団体においては、これまでの通知の内容及び別紙の取組事例を参考に、地域の実情に合わせた更なる工夫に努められたいこと。

- 4 新型コロナウイルス感染症の今後の動向に応じ、更に通知を行う可能性があることから、各選挙管理委員会においては留意すること。

選挙部管理課管理第二係

電 話：03-5253-5573

F A X：03-5253-5575

メール senkyo.kanri@soumu.go.jp

新型コロナウイルス感染症対策の取組状況
(3月22日、29日に選挙を迎える80団体)

(1) 感染防止対策について

- マスク着用、咳エチケットの徹底、手洗い・うがいの実施等の感染防止対策について、全団体で事務従事者へ指示又は指示を検討。
- 選挙人への呼びかけもほぼ全ての団体で実施・検討している。その手段は、チラシの掲示や配布、防災行政無線や回覧板の活用、HPへの掲載のほか、選挙公報への掲載やケーブルテレビの利用など。
- 投票所等における換気も全団体で実施・検討。

<その他の取組事例>

- ・ 投票記載台やドアノブ等の定期的な消毒
- ・ 筆記具の定期的な消毒、使い捨て鉛筆の提供
- ・ 投票記載台への除菌シートの設置
- ・ 体調不良を訴える選挙人へのマスクの提供
- ・ うがい用紙コップ、うがい薬の設置

(2) 選挙人の投票所等への混雑回避対策について

- 約6割の団体では、過去の経験や選挙人数からみて投票所等の混雑は見込まれていない。
- それ以外の約4割の団体では、期日前投票所の設備増強など、何らかの混雑緩和対策を実施・検討。

<取組事例>

- ・ 投票所等における名簿対照窓口や投票記載台の増加などの設備増強
- ・ 投票記載台の間隔を広くする
- ・ 期日前投票所の増設
- ・ 期日前投票所を広い会場に変更
- ・ 投票所等への入場者を一定数以内に管理、待合所の設置
- ・ 選挙人の動線の変更（出入口への選挙人の集中回避）

※ 投票所等の混雑が見込まれない団体の中にも、期日前投票者が多くなった場合に備え、名簿対照窓口の増加や投票記載台を増加する体制を整えている団体がある。

(3) 投票所の混雑状況の選挙人への情報提供

(2) で混雑緩和対策を実施・検討している団体のうち、混雑状況の情報提供を実施・検討しているのは約5割。

<取組事例>

- ・ HPやSNSを使用した情報提供
- ・ 防災行政無線を活用した情報提供
- ・ 過去の選挙において混雑した日時を提供